

働く少年少女の しおり



労働省婦人少年局
年少労働課

- 一日の労働時間を四時間以内に縮めた場合は、他の日の働く時間を十時間まで延べることもできます。なお働く時間六時間につき四十五分休み、働く時間八時間につき、一時間休みがどうしても必要です。
- 2 満十五歳以下一の(2・3)の手續をとつた子供の労働時間は一日七時間、一週四十二時間以内でこれに學校の勉強時間を計算に加えかりに授業時間が六時間あれば残りの一時間しか働けないことになります。
- 3 これに違反した使用者は、六ヶ月以下の懲役か、五千圓以下の罰金です。
- 4 このことが實施の日は、昭和二十三年三月一日からです。
- 四、少年少女が夜中働く事は差支えないでせうか？
- 1 満十八歳にならない者は、午後十時から午前五時までの間は働けません。しかし交替制で働く満十六歳以上の男子だけは差支えありません。
- 2 労働大臣が、必要と認めた時は、特別の地方と時期に右の時間を、午後十一時から午前六時までとすることが出来ます。
- 3 交替で働く仕事については、労働基準監督署長の許しを受けて、深夜業が午後十時から午前五時まで禁止されていても、午後十時半まで働かせ、又深夜業が午後十一時より午前六時まで禁止されていても、午前五時半から働かせることができます。
- 4 災害などで臨時に必要な場合は、監督署長の許しを受けて、深夜でも働けます。
- 5 農業、林業、畜産、水産の仕事、病院、電話等の仕事は、夜働けないと困る場合が多いので深夜業につけることになつています。
- 6 前に述べた(一)の(2・3)の手續をして深夜業禁止の時刻は午後八時から午前五時まで、特別な地方と時期については、午後九時から午前六時までです。
- 7 これに違反した使用者は、六ヶ月以下の懲役か、五千圓以下の罰金です。
- 8 このことが實施されるのは、昭和二十三年五月一日からです。
- 五、少年少女は危険な仕事についてよいでせうか？
- 1 使用者は満十八歳以下の者を、危険な仕事や、又重いものを取扱う仕事につかせてはなりません。
- 2 あぶない仕事、有害な仕事とはどんなものでしょうか、大體運轉中の機械の掃除や検査や修繕、動力で動く起重機の運轉、毒藥、劇藥等を使う仕事、もえやすいものを使う仕事、ひどいごみや粉末を飛び散らす仕事、毒なガスや、光線を出す場所やひどく暑い場所や冷たい場所等で働く仕事などが挙げられます。
- 3 特別に仕事の技能を習う場合は、今あげた仕事のうちの或るものだけがゆるされています。
- 4 これに違反した使用者は、六ヶ月以下の懲役か、五千圓以下の罰金です。
- 5 このことが實施されるのは、昭和二十三年五月一日からです。
- 六、少年少女は、坑内で働いて差支えないでせうか？
- 1 未青年者の者が、坑内で働くことは心身を害しますから禁止されています。
- 2 使用者が今まで働いている満十六歳以上の男子を使用することは昭和二十三年八月末日までは差支えありません。これに違反した使用者は、一年以下の懲役か、一萬圓以下の罰金です。
- 七、少年少女が働く契約を結ぶことに等について、特別なさだめがあるでせうか？
- 1 親又は後見人でも、未青年者に代つて仕事の契約を取りきめてはなりません。契約は子供が自分の意思でむすぶのです。しかし親又は後見人、或は労働基準監督署長は、その取り決めが、子供に不利である時は、これを止めることができます。これに違反した者は、五千圓以下の罰金です。未青年の者でも獨りで賃金を請求できます。親又は後見人が代つて賃金を受け取るようなことはいけません。これに反しますと五千圓以下の罰金です。
- 2 未青年の者が、やめさせられた日から、十四日以内に歸郷する時は、使用者は必要な旅費を支拂わなければなりません。しかし若し本人の落度等でやめさせられた時は、使用者がその理由を、労働基準監督署長に認めてもらえば拂わなくていいのです。これに違反した時は五千圓以下の罰金です。
- 働く少年少女に申し上げます。くわしいことは、もよりの労働基準監督署か、労働基準局に御相談下さい。
- なお、労働省婦人少年局は、(東京都千代田區代官町一番地)です。

年少労働課とは何をするところでせうか？

昭和二十二年九月一日、新しくできた労働省のなかに、婦人少年局が設けられ、更にその中に年少労働課が生れました。誰でも知つてゐるように、働く少女は、次の時代の中堅となる人々です。その健康をたもち、その技術をたかめ、その福祉をますことによつて文化國家としての日本の建設に貢献しようというのが、「年少労働課」の理想であり、使命なのです。

その理想を達成するために、具體的にどんな仕事をしてゐるのでしょうか、一口にいえば満十八歳未満の少年少女が働く場合に起るいろいろの問題を、右に述べた理想にたつて解いて行かうといふのです。ではどんな問題を、どのようにして解いてゆくのかを述べてみましょう。

第一に、現在働いてゐる少年少女について見ると、働く時間が長すぎはしないか、危険な作業に従事させられてはいないか、或は学校の授業のさまたげになるような年少者の働かせかたをしてはいないか、というような労働条件や健康保護に関する問題があります。これらの問題については今年の四月五日に公布された労働基準法に、いろいろの標準が定められています。その中で特に少年少女のために設けられている規定に基づいて色々な規則を具體的に作つたり、或は時代の必要に応じて法律自體を改めたり、或は、その法律がうまく行われるために、監督指導の任に當つてゐる労働基準局とか労働基準監督署というような機関に適當な忠告や注意をしたり、相談に乗つたりすることによつて、働く条件をよくし、少年少女の健康と福祉を保護しようといふのです。

第二に、これから働こうという人々については、どうして仕事を見つかるか、その仕事に對してはどのような準備が必要か、國家は、就職といふことについて、どんな方針で指導したらよいかといふ問題即ち職業斡旋、職業教育、或は技術教育といふ問題が起ります。更にいろいろな事情で働く口がなくなつたり、労働基準法によつてこれまでの勤めが禁止されることとなつたような場合に、今後の仕事の轉換先を考えなくてはならない場合が起ります。これ等の問題については、まず産業のしくみや景氣の状態をよく調べ就業、失業の實情を知つた上で、學校、職業安定所、工場等と連絡して働く機会をみつれたり、技能教育をしたり、技術の向上をはかる方法をきめてそれを推進していこうとするのです。

第三に、以上の任務を完全に果たすための基礎になるような材料を常に廣くかつ多く集めて整理しておくことです。つまり、どの仕事にどれだけの年少者が働いてゐるか、その條件はどうか、その能率や適した仕事はどんなか、或はそれらの人々の家計はどうか等の調査や統計ができて、はじめて新しい方針がきまるわけです。これと共に、調査の結果や新しい方針については、印刷をするなり、新聞雑誌などに發表するなりして、働くものにも、その保護者にも、また雇い主にも、更にひろく世の中の人にも、よく働く少女の實情をしらせることが必要となつてくるわけです。

第四に、働く少女のため、各地に連絡委員會のようなものを作つて今までにのべたような問題について、多くの専門家に協力してもらい色々な研究を進めてもらう仕事、講演會や講習會を開いたり、文化映畫を作つたりして、以上の重要な問題について、一般の認識を深めてもらう仕事があります。年少労働課の仕事は、簡単にいふと以上のような仕事をするになつてゐます。

働く少女についての労働基準法のはなし

労働者の保護といへば、何處の國でも先ず年少少女を取あげてゐます。これはまだ心身共に發達してゐない少女を、長い時間悪い條件で労働させますと、身心を消耗させ、健康や教育上悪いからであります。又働く少女は、將來立派な労働者になり國民の中堅になるのですから、その身心を立派に育て上げることは、國家や社會からみても大問題で、悪い使用者や親達から年少少女を保護する目的でつくられたのが、「労働基準法」で定められた年少者の保護です。それではこの法律がどんな内容のものか、説明しましょう。

一、年少少女は何歳から労働者として働けるでせうか？

満十五歳にならない子供は、家の手つだいをするような場合は別として、人に使われて働くことは出来ません。しかし次の場合には働いても差支えありません。

1 満十四歳以上の少女で、義務教育を終つたか又はこれと同じ力があると認められたものは差支えありません。

2 満十二歳から満十五歳までの子供は、田畑の手入や、木を伐つたりする仕事、漁業に働くこと又は商店や銀行や病院や事務所などで働くとかいうような發育盛りの子供に害とならない軽い仕事は、もよりの労働基準監督署長の許しを受けて、學校の勉強時間外に働くことが出来ます。監督署に届の用紙がありますから、それに必要なことを書きこみ、そこに差し出せばよいのです。くわしいことは監督署に相談して下さい。

3 満十二歳にならない子供でも、映畫や芝居の子役のような仕事には、前と同じ手續をとつて學校の勉強時間外に働くことができます。

4 今まで述べたことに違反して子供を、使つた者は、一年以下の懲役か、一萬圓以下の罰金です。

5 現在働いてゐる満十二歳以上の子供は、昭和二十三年四月末日まではそのまま働くことができます。

二、年少少女を使用する者は色々な證明書を備へ付けて置かねばなりません。

1 使用者は、満十八歳にならない少女を働かす場合は、その年齢を證明する戸籍證明書を、仕事場に備へ付けなければなりません。

2 使用者は一の(2)と(3)の手續をして使う子供については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書と、親又は後見人の同意書の仕事場に備へ付けなければなりません。

3 使用者がこれに違反した時は五千圓以下の罰金です。

4 昭和二十三年四月末までは、これらの證明書は備へ付けなくても差支えありません。

三、年少少女の労働時間と休日、どんなになつてゐるでせうか？

1 満十五歳から十八歳までの者は(義務教育を終つたか、又はこれと同じ力があると認められた満十四歳以上の者を含みます)一週一日の休日の原則が嚴重にまもられ、成年者と同じように一日八時間、一週四十八時間を労働時間とし例外が認められません。しかし一週間に四十八時間をこえない限り、一週間のうち